

屋外広告物のしおり

～「美しいやまぐちづくり」に向けて～

近年、安全で快適な生活への要望が高まりつつあります。このような中で、屋外広告物は単に情報の媒体の手段ではなく、景観との調和が重要になっています。

また、屋外広告物は、その設置や管理が適正に行われないと、強風や地震などによって、落下、倒壊し、公衆に危害を与えるおそれもあります。

屋外広告物の規制は、良好な景観の形成、風致の維持と公衆に対する危害の防止という観点から、屋外広告物法で規制の基準を定め、山口県屋外広告物条例及びこれに基づく規則、告示等により実施されています。

屋外広告物に携わる方は、ルールを守って、「美しいやまぐちづくり」に努めましょう。

このしおりは、令和2年(2020年)10月1日及び令和3年(2020年)10月1日から施行される制度について紹介しています。

令和2年9月までの制度については、平成31年4月版のしおりをご覧ください。

令和2年5月

山口県土木建築部都市計画課

重要なお知らせ

山口県では、屋外広告物の安全確保を目的として、令和2年3月に山口県屋外広告物条例を改正しました。今後は、以下の改正点に留意してください。

主な改正点

- 1 安全点検の実施及び報告の義務化（P 1 1） 【令和2年10月1日から】**
 - ・はり紙類等を除くすべての屋外広告物は安全点検の実施が必要です。
 - ・上記のうち許可物件については、専門知識を有する者による点検を行い、その結果を報告しなければなりません。
- 2 自家用広告物の許可申請（P 8） 【令和3年10月1日から】**
 - ・自家用広告物のうち、一定規模を超えるものは許可が必要になります。
 - ・条例の改正前から存在している自家用広告物も、改正後は許可を得ることが必要です。
- 3 管理者の設置義務（P 1 9） 【令和2年10月1日から】**
 - ・許可物件には必ず管理者を設置しなければなりません。
 - ・管理者を設置した場合は、設置届を提出する必要があります。
- 4 屋外広告物の許可申請窓口の変更（P 2 3） 【令和2年10月1日から】**
 - ・岩国市内に屋外広告物を設置する際の許可申請の窓口が変更となります。
R2.9まで：岩国土木建築事務所
R2.10から：岩国市公園景観課

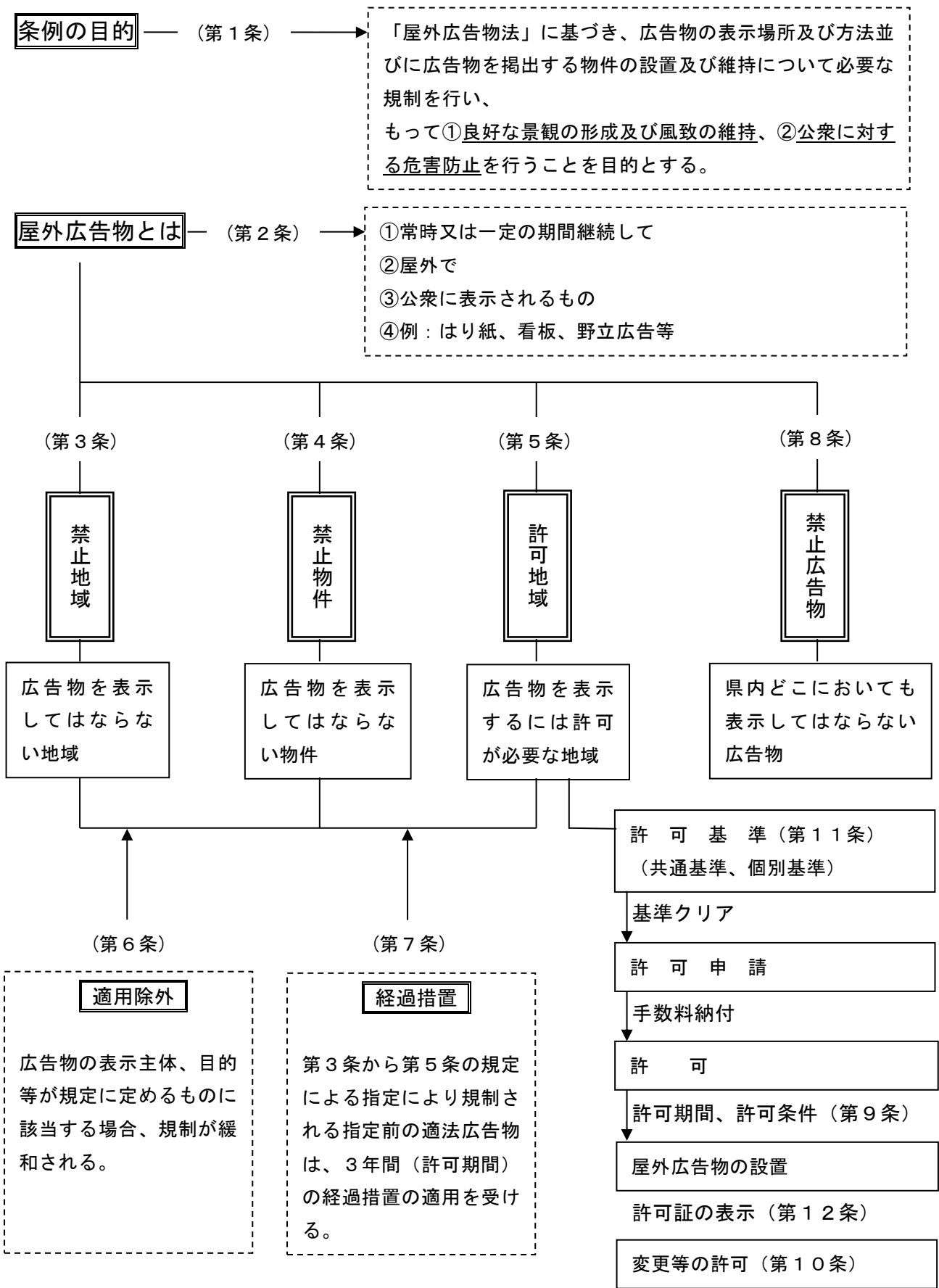
本文中、（注1）と記載されている箇所は令和2年(2020年)10月1日から、
（注2）と記載されている箇所は令和3年(2020年)10月1日から施行されます。

※改正後の条例、規則等については「山口県屋外広告物関係例規集（令和2年5月）」
をご確認ください。

目 次

■山口県屋外広告物条例の概略	1
■屋外広告物とは	3
■禁止地域・禁止物件・許可地域・禁止広告物	4
■禁止地域例	5
■道路・鉄道規制概略図	6
■電柱・街灯柱で知事が指定する禁止物件	7
■適用除外広告物	8
■許可申請の手続き	9
■安全点検の実施等	11
■許可基準	12
■許可手数料	22
■許可期間	22
■設置者・管理者の義務	23
■違反広告物に対する措置	23
■屋外広告業とは	24
■屋外広告業の登録	24
■登録の拒否	25
■業務主任者の設置	25
■登録の取消し、営業の停止	25
■標識の掲示及び帳簿の備付け	26
■屋外広告業者登録簿等	26
■罰則の適用	26
■申請・届出	27
■屋外広告物担当窓口	27
■屋外広告業担当窓口	28

山口県屋外広告物条例の概略



屋外広告物設置者等の義務

- ①許可証の表示（第12条）：許可を受けた広告物に許可証を貼付する。
- ②管理義務（第13条）：広告物を常に良好な状態で保持しなければならない。
- ③点検義務（第13条の2）：はり紙等を除く広告物については点検を行わなければならない。（注1）
- ④除却義務（第14条）：許可期間の満了や許可が取り消されたとき等には広告物を除却する。
- ⑤管理者の設置（第18条の2）：許可を受けた広告物には管理者を設置しなければならない。（注1）
- ⑥管理者等の届出（第19条）：広告物を管理する者を置いたとき、広告物の滅失、設置者・管理者の氏名等の変更の場合には知事へ届け出る。
- ⑦効力の継承（第18条）：設置者・管理者の変更があった場合、従前の処分、手続き等の効力は承継される。

許可の取消し

許可条件違反、変更許可違反、措置命令違反、虚偽又は不正による許可はこれを取り消すことができる。（第16条）

違反広告物に対する措置

- ①措置命令（第15条）：禁止広告物の規定、管理義務の規定に違反している場合、改善、修繕等の必要な措置を命ずることができる。
- ②除却命令（第17条）：禁止地域の規定、禁止物件の規定、許可地域の規定、除却義務の規定、措置命令の規定に違反している場合、除却を命ずることができる。

立入検査等

条例の施行に必要な限度において、広告物の表示者・管理者に対し報告・資料の提出を求め、土地・建物に立ち入り質問・検査することができる。（第17条の8）

屋外広告業の登録

- ①登録制度（第22条）：県内において屋外広告業を営もうとする者は知事の登録を受けなければならない。
- ②業務主任者の選任等（第24条）：屋外広告業者は、その営業所ごとに業務主任者を選任し、広告物の表示等に関する法令の規定の遵守に関する業務等を行わせなければならない。

告示等

- ①告示（第21条）：禁止地域、許可地域等知事が指定するものの指定、変更及び廃止は告示による。
- ②屋外広告物審議会への諮問（第20条）：禁止地域、許可地域等の指定・変更・廃止、許可基準等の設定・変更をしようとするときは、屋外広告物審議会の意見をきかなければならない。
- ③講習会の開催（第23条）：広告物に関する知識修得のため講習会を開催する。
- ④指導・助言・勧告（第25条）：屋外広告業を営む者への指導、助言及び勧告ができる。

罰則

条例違反者には罰則の適用（第28条～第33条）

屋外広告物とは

次の四つの要件をすべて満たしているもの

- 1 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。
- 2 屋外で表示されるものであること。
- 3 公衆に表示されるものであること。
- 4 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

すなわち、建物などの外で、様々な人に向かって表示されているポスター、立看板、広告板、広告塔などのことをいいます。このなかには、通常の商業広告はもちろん、公共広告や個人の表札も含まれます。

屋外広告物の種類及び定義

屋外広告物の種類	屋 外 広 告 物 の 定 義 等
1 はり紙及びこれに類するもの	紙又はビニール製のもので、建物その他の工作物に表示するポスター及びビラ並びにこれらに類するもの
2 立 看 板	布及び木製又は金属製のもので、建物その他の工作物に立てかけるもの
3 広告幕及びこれに類するもの	布製のもので、建物その他の工作物を利用して懸垂する懸垂幕、道路を横断して空中に掲出する横断幕並びにこれらに類するもの
4 気 球 広 告	気球を利用し、空中に掲出して広告するもの並びにこれに類するもの
5 電柱若しくは街灯柱を利用する広告物又はこれを掲出する物件	電柱又は街灯柱に広告板を突き出して掲出するもの並びに巻き付け又は直塗りされたもの
6 1から5までに掲げるもの以外のはり札その他の広告物又は広告物を掲出する物件	
(1) は り 札	木製、金属製又は合成樹脂製のもので、建物その他の工作物に表示する広告物で、その外かく面積が0.1㎡以下のもの
(2) 広 告 板	建物その他工作物に取り付け、又は独立して建植し設置される広告物
(3) 広 告 塔	独立して設置される塔形又は立体的なもの並びにこれらに類するもの
(4) ア ー チ 広 告	道路を横断し、建植して空中にアーチ状に掲出される広告物並びにこれに類するもの
(5) 電飾、電光広告	電球又はネオン管を使用し、これらの光の点滅、明暗により文字又は形象を表現する装置のもの並びにこれらに類するもの
(6) 照 明 付 広 告	電球その他の光により広告物を照明する装置を伴うもの

禁止地域

次の地域・場所では、原則として屋外広告物を表示・設置することはできません。

- 1 都市計画法により定められた風致地区、特別緑地保全地区又は伝統的建造物群保存地区のうち、知事が指定する地域
- 2 文化財保護法により重要文化財・国宝に指定された建造物の周囲、重要有形民俗文化財に指定された物件の周囲、史跡等・特別天然記念物に指定された地域のうち、知事が指定する地域
- 3 山口県文化財保護条例により有形文化財・有形民俗文化財に指定された建造物の周囲、史跡等に指定された地域のうち、知事が指定する地域
- 4 森林法により指定された風致保安林の地域のうち、知事が指定する地域
- 5 道路又は鉄道の知事が指定する区間
- 6 道路又は鉄道から展望することができる地域のうち、知事が指定する地域
- 7 都市公園法に規定する都市公園
- 8 湖沼、溪谷又はこれらの付近の地域のうち、知事が指定する地域
- 9 港湾、空港、駅前広場又はこれらの付近の地域のうち、知事が指定する地域
- 10 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の建造物並びにその敷地

禁止物件

次の物件には、原則として屋外広告物を表示・設置することはできません。

- 1 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
- 2 街路樹
- 3 信号機、道路標識、ロード・ミラー、道路上のさく、駒止め及び里程標
- 4 電柱又は街灯柱で、知事が指定するもの
- 5 消火せん、火災報知機及び火の見やぐら
- 6 銅像、神仏像及び記念碑

許可地域

次の地域で広告物を表示・設置するには、原則としてその地域を管轄する土木建築事務所又は市町の許可が必要です。

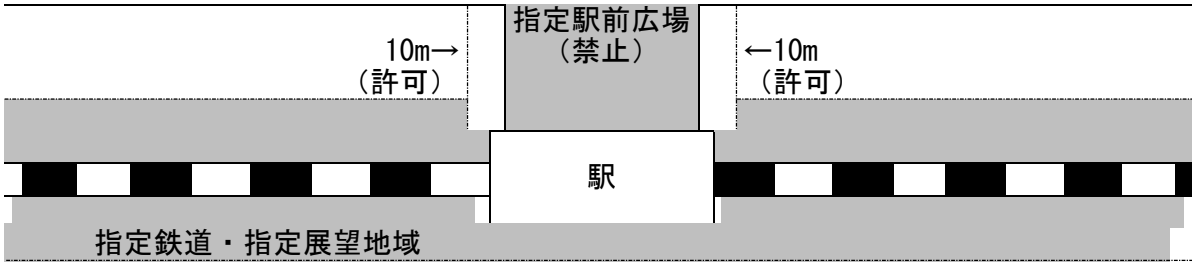
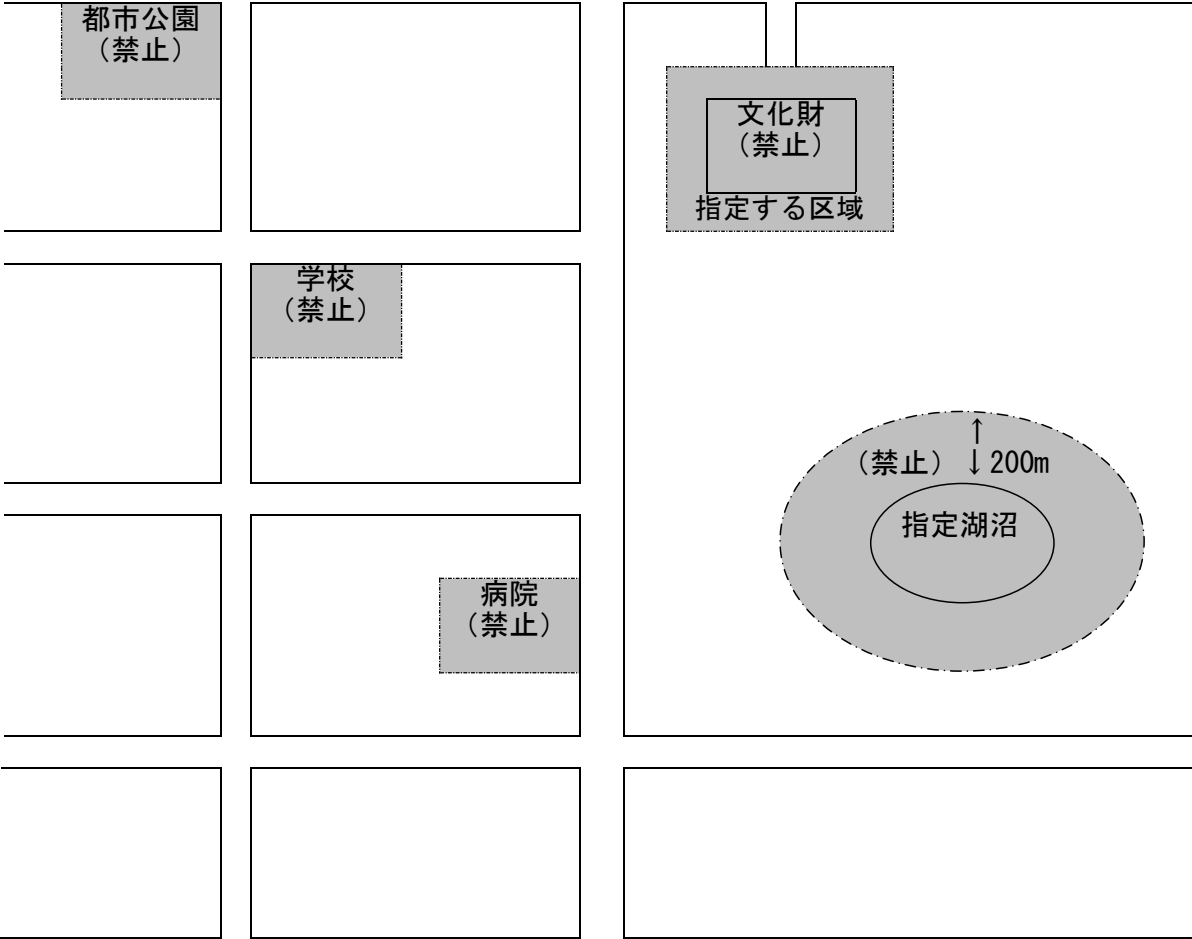
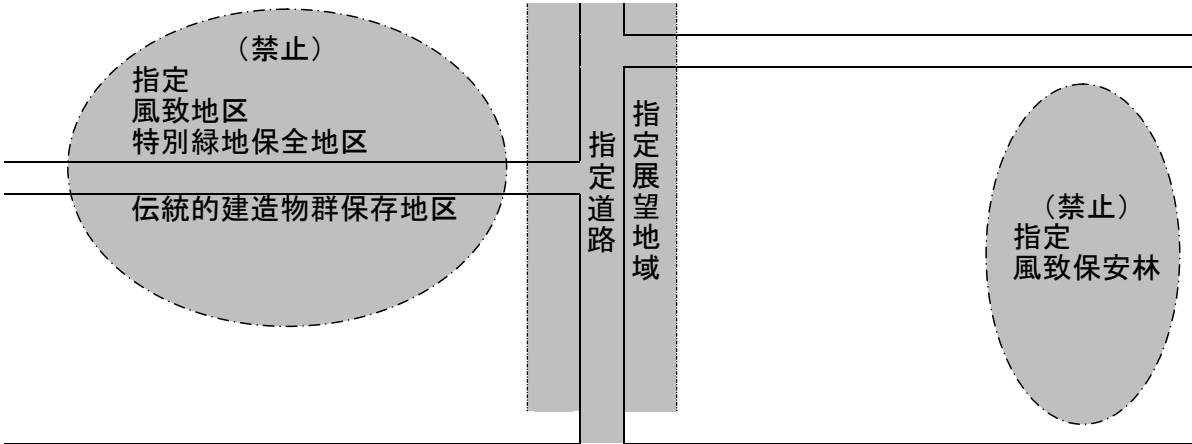
- 1 道路又は鉄道の知事が指定する区間
- 2 道路又は鉄道から展望することができる地域のうち、知事が指定する地域
- 3 駅前広場及びその付近の地域のうち、知事が指定する地域
- 4 上記のほか、公衆に対する危害を防止するため知事が指定する地域（注1）

禁止広告物

次に掲げる広告物は、県内どこでも表示・設置することができません。

- 1 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- 2 著しく破損し、又は老朽したもの
- 3 倒壊し、又は落下するおそれのあるもの
- 4 信号機又は道路標識等の効用を妨げるようなもの
- 5 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

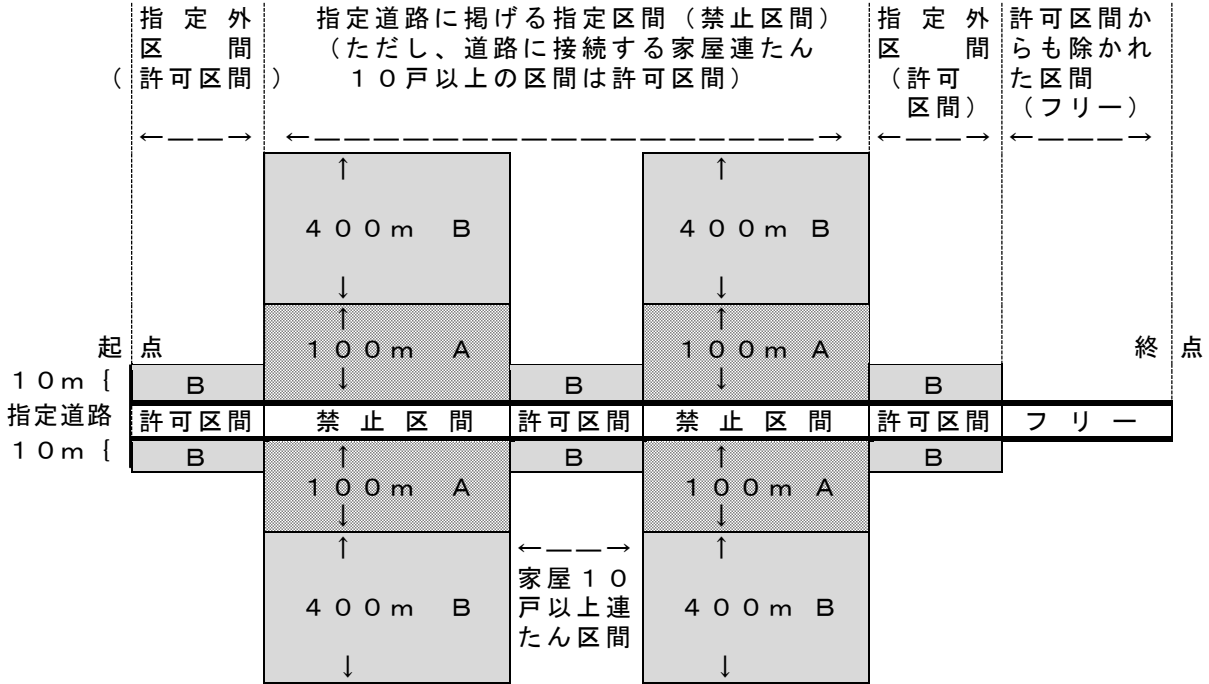
禁止地域例



道路規制概略図

1 一般国道、県道の場合

(1) 指定道路の区間のうち禁止区間、許可区間、フリー区間の区分



(2) 指定道路から展望することができる地域のうち禁止地域、許可地域の区分



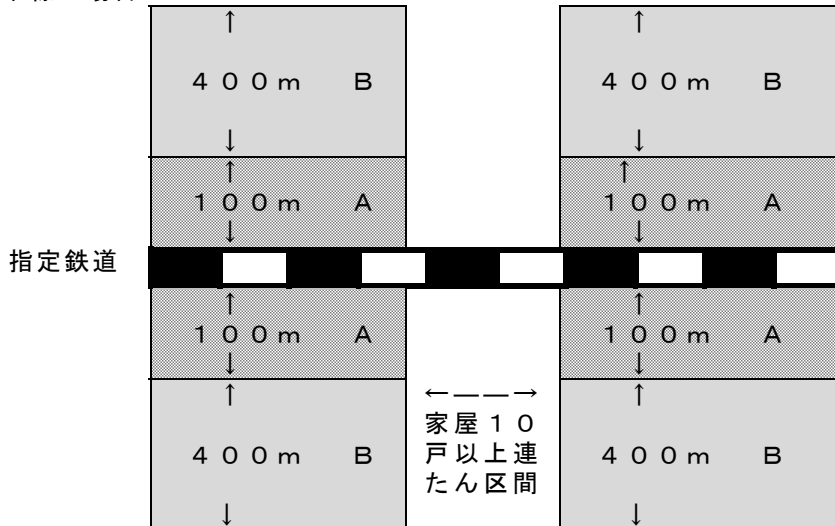
2 中国縦貫自動車道、関門自動車道、山陽自動車道の場合

(1) 全区間禁止区間（ただし、家屋10戸以上連たん区間は許可区間）

- (2) 展望できる地域 禁止区間の両側500m以内は禁止地域
禁止地域の両側500m以内は許可地域
許可区間の両側10m以内は許可地域

鉄道規制概略図

1 在来線の場合



指定鉄道から展望することができる地域のうち禁止地域、許可地域の区分



2 山陽新幹線の場合

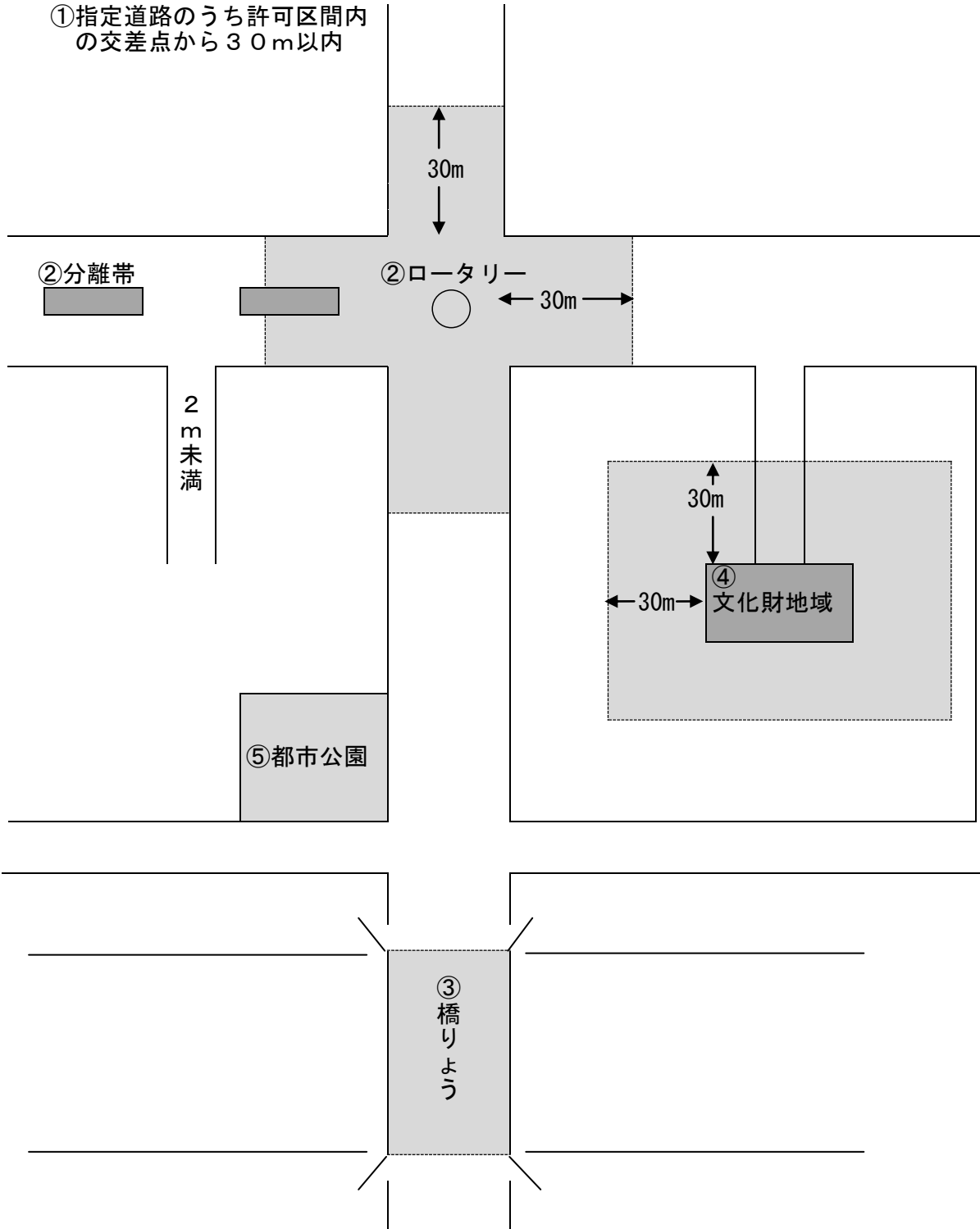
- (1) 展望できる地域 指定区間の両側500m以内は禁止地域
禁止地域の両側500m以内は許可地域
- (2) 家屋10戸以上連たん区間に接続する地域はフリー

電柱及び街灯柱で知事が指定する禁止物件



の枠内にある電柱及び街灯柱が禁止物件

①指定道路のうち許可区間の
の交差点から30m以内



適用除外広告物

次の広告物については、禁止地域や禁止物件、許可地域の規制の適用が除外されます。

広告物の種類	禁止地域	禁止物件	許可地域	適用除外基準
1 法令の規定により表示・掲出するもの	○	○	○	
2 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示・掲出するもの	○	○	○	
3 公職選挙法によるポスター、立札等又はこれらを掲出する物件	○	○	○	
4 国及び地方公共団体以外の者が公共的目的をもって表示・掲出するもの	○	○	○	1 許可の共通基準に該当 2 表示面積が5㎡以下 3 広告主名、スポンサー名等の表示面積は、上記面積の5分の1以下 4 表示・設置数は同一内容につき1個
5 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに寄贈者名等を表示・掲出するもの	○	○	○	1 知事が指定するもの ・国旗掲揚塔（台及び柱状のものを含む。） ・時計塔（台及び柱状のものを含む。） ・噴水施設 ・交通信号機 ・都市公園並びにこれに準ずる公園に設置されたベンチ、くずかご及び照明施設 ・バス停留所標示施設 ・一般国道及び県道に設置された街灯柱 2 寄贈者名等の面積が、物件に対向した場合の面積の5分の1以下でかつ0.5㎡以下 3 寄贈者名等の表示数は、1施設又は1物件につき、原則として1個
6 管理用広告物	○	○	○	自己の管理する土地、建物その他の物件に管理上の必要に基づき表示・掲出するもの
7 自家用広告物 ※「適用除外基準」欄の2、3は令和3年10月1日施行	○ (★)	×	○ (★)	1 自己の氏名、名称等又は自己の事業の内容等を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示・掲出するもの 2 許可の共通基準に該当 3 表示面積が禁止地域では5㎡以下、許可地域では10㎡以下(超える場合は要許可)
8 講演会等の催物のため会場敷地内に表示・掲出するもの	○	×	○	
9 一時的に表示・掲出するもの	○	×	○	1 許可の共通基準に該当 2 表示・設置期間が10日以内 3 表示・設置年月日並びに表示・設置者又は管理者の住所及び氏名が明示されたもの
10 移動広告物	○	×	○	人、動物、車両若しくは船舶に表示・掲出するもの
11 案内誘導広告（要許可）	△	×	—	案内誘導広告の許可基準を満たすもの→p14
12 電柱又は街灯柱を利用する突出広告、巻付広告並びに直塗広告（要許可）	△	▲	—	電柱又は街灯柱を利用する広告の許可基準を満たすもの（▲及び駅前広場に表示するものは照明施設が必要）→p13
<p>《注 凡例》</p> <p>○：表示・設置可能 ×：表示・設置不可</p> <p>★：一定の表示面積を超える場合は、許可を受けることにより表示・設置可能</p> <p>△：許可を受けることにより、風致地区、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区、道路・鉄道の区間、道路・鉄道展望地域、湖沼、駅前広場に限り表示・設置可能</p> <p>▲：許可を受けることにより、禁止物件として指定された電柱・街灯柱について表示・設置可能</p>				

許可申請の手続

許可地域において屋外広告物を表示・掲出する場合には、適用除外広告物を除き、次に掲げる書類を管轄の土木建築事務所又は市町に提出して許可を受けてください。

禁止地域において許可を受けることができる屋外広告物を表示・掲出する場合についても同様の手続となります。

なお、申請に際しては許可手数料が必要です。

【新規の場合】

- 1 屋外広告物許可申請書
- 2 添付書類
 - (1) 形状、寸法、色彩、意匠、構造（工作物等を利用するものにあつては、構造及び当該工作物等との関係）、地上からの高さ等を示した模写図（はり紙又はこれに類するものにあつては、現物）
 - (2) 表示又は設置の場所を示した見取図
 - ア 野立て物件にあつては、表示又は設置の場所を示し、道路又は鉄道等からの距離及び最寄りの野立て物件までの距離を記入してください。
 - イ 案内誘導広告（条例第6条第3項物件）にあつては、表示又は設置の場所を示し、禁止地域から自己の住所等までの距離及び道路法第3条の道路と当該道路から自己の住所等に至る道路との交差点から当該案内誘導広告までの距離を記入すること。
 - (3) 申請物件に係る安全点検報告書（注1）
 - ※以下の広告物を除く
 - ①新たに設置するもの
 - ②点検不要広告物（はり紙類、立看板、広告幕類、気球広告、はり札、電柱等広告のうち巻付け広告・直塗り広告、壁面等に描かれたもの）

【許可の更新の場合】

- 1 屋外広告物許可更新申請書（許可期間満了の10日前までに申請）
- 2 添付書類
申請物件に係る安全点検報告書（点検不要広告物を除く）（注1）

【許可広告物を変更・改造する場合】

- 1 屋外広告物変更・改造許可申請書
- 2 添付書類
 - (1) 変更又は改造後の形状、寸法、色彩、意匠、構造（工作物等を利用するものにあつては、構造及び当該工作物等との関係）、地上からの高さ等を示した模写図（はり紙又はこれに類するものにあつては、現物）
 - (2) 申請物件に係る安全点検報告書（点検不要広告物を除く）（注1）

【その他の手続】

広告物によっては、他法令の許可等の手続が必要な場合があります。

- 1 個人や会社等の所有物、公共の施設などに広告物を掲出する場合には、あらかじめ、その土地・物件の所有者や管理者等の同意を得る必要があります。
- 2 他法令により手続が必要な場合
 - (1) 掲出広告物の高さが4 mを超える場合
工作物の確認（建築基準法）→窓口は市町の建築担当課
 - (2) 広告物を道路上に掲出する場合
道路占用の許可（道路法）→当該道路の道路管理者
道路使用の許可（道路交通法）→所轄警察署
 - (3) その他景観条例に基づく届出など、許認可等の手続が必要な場合がありますので、それぞれ確認してください。

安全点検の実施等

設置された屋外広告物の安全確保を図るため、設置者等はその物件の安全点検を行わなければなりません。（注1）

【対象物件】

はり紙類等（※）を除くすべての屋外広告物

※はり紙類等：はり紙及びこれに類するもの、立看板、広告幕及びこれに類するもの、気球広告、はり札、電柱又は街灯柱を利用する広告物（巻付け広告、直塗り広告に限る。）並びに壁面等に描かれたもの

【点検の実施】

- 1 物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について点検し、安全点検報告書（別記第7号様式の2）を作成してください。
- 2 その他詳細は「山口県屋外広告物点検実施要綱」を参照してください。

【点検実施者】

許可物件の点検は以下に定める者が行う必要があります。

- ・屋外広告士
- ・一級、二級建築士
- ・特定建築物調査員
- ・その他知事が認める者（＝一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が主催する屋外広告物点検技能講習修了者）

【点検結果の報告】

許可申請（更新、変更許可申請も含む）時には、申請を行う3か月以内に行った点検の結果を、安全点検報告書により報告しなければなりません。

※新しく設置しようとする屋外広告物に係る許可申請の場合は報告不要

許可基準

許可広告物の共通基準

(許可を要する広告物の共通の許可基準)

- 1 都市美を維持するため、その都市の環境に調和するものであること。
- 2 自然美に融和し、周囲の景観をそこなわないものであること。
- 3 美観風致上次の事項に該当するものであること（自家用広告物を除く（注2））。
 - (1) 地色は、原則として赤色、黄色及び黒色を使用していないこと。
 - (2) 原則として蛍光塗料及び金銀色塗料を使用していないこと。
 - (3) 赤色系の色の使用は、最小限度であること。
 - (4) 原則として中間色を使用することにより、諧調を整えていること。
 - (5) 裏面及び側面は、原則としてペイント塗料、合成樹脂塗料等により塗装されていること。
- 4 危害防止上次の事項に該当するものであること。
 - (1) 容易に破損し、又は腐朽しない構造であること。
 - (2) 容易に倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。
 - (3) 道路交通の安全を阻害する位置に設置しないものであること。

許可広告物の個別基準

I 自家用広告物以外の広告物

(次の広告物の、それぞれの許可基準)

1 野立ての広告物及び広告物を掲出する物件

(1) 高架の道路又は鉄道等の下の土地

ア 表示面積（広告物に対向した場合の空間面積を含む。）は、 30 m^2 以下であること。

イ 高さは、 5 m 以下であること。

ウ 原則として道路又は鉄道等に平行に表示し、又は設置するものであること。

(2) 高速自動車国道又は山陽新幹線から展望することができる地域

ア 広告物相互間の距離は、 300 m 以上であること。ただし、高速自動車国道又は山陽新幹線のうち、 10 戸以上の家屋が連たんして接続する区間から展望することができる地域については、この限りでない。

イ 表示面積（広告物に対向した場合の空間面積を含む。）は、 50 m^2 以下であること。

ウ 高さは、広告塔にあつては 30 m 以下、広告板にあつては、 10 m 以下であること。ただし、市街地（条例第5条第1号の規定により指定された高速自動車国道又は山陽新幹線の区間に接続する両側それぞれ 10 m 以内の地域をいう。）にあつては 5 m 以下であること。

エ 原則として高速自動車国道又は山陽新幹線に平行に表示し、又は設置するものであること。

(3) 道路（高速自動車国道を除く。）又は鉄道（山陽新幹線を除く。）から展望することができる地域

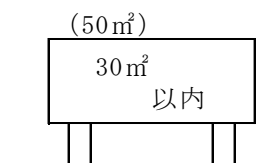
ア 広告物相互間の距離は、 100 m 以上であること。ただし、道路（高速自動車国道を除く。）又は鉄道（山陽新幹線を除く。）のうち、 10 戸以上の家屋が連たんして接続する区間から展望することができる地域については、この限りでない。

イ 表示面積（広告物に対向した場合の空間面積を含む。）は、 30 m^2 以下であること。

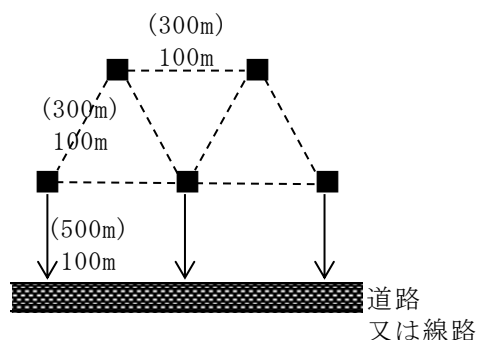
ウ 高さは、主要構造が金属製のものにあつては 15 m 以下、木製のものにあつては、 10 m 以下であること。ただし、市街地（条例第5条第1号の規定により指定された道路の区間に接続する両側それぞれ 10 m 以内の地域をいう。）にあつては 5 m 以下であること。

エ 原則として道路又は鉄道に平行に表示し、又は設置するものであること。

・表示面積



・広告物相互間の距離

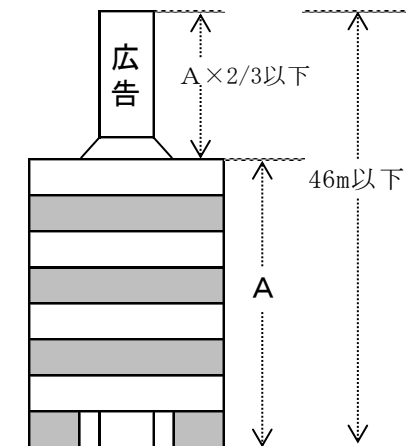


() は高速自動車国道又は新幹線の場合

2 建築物を利用する広告物（立看板、広告幕及びこれに類するもの並びに気球広告を除く。）及び広告物を掲出する物件

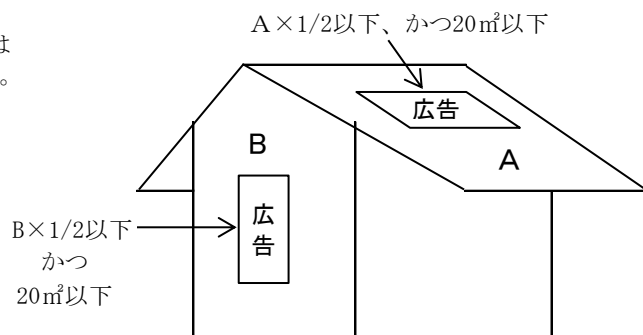
(1) 屋上に表示し、又は設置するもの

- ア 高さは、その建築物の高さの3分の2以下で、かつ、地上から広告物又は広告物を掲出する物件の上端までの高さは、46m以下であること。
- イ 建築物の壁面から突き出さないものであること。
- ウ 表示し、又は設置する数は、建築物一むねにつき、原則として1個であること。



(2) 壁面又は屋根面に密着するもの

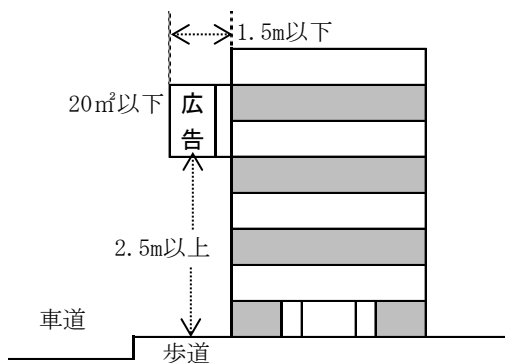
- ア 表示面積は、当該広告物に対向した場合の壁面又は屋根面の2分の1以下で、かつ、20㎡以下であること。
- イ 壁面又は屋根の端から突き出さないものであること。



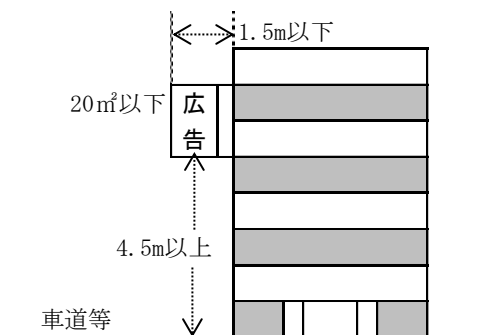
(3) 壁面に密着しないもの

- ア 突出し幅は、壁面から1.5m以下であること。
- イ 表示面積は、20㎡以下であること。
- ウ 地上から広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路（以下「車道等」という。）上では4.5m以上であること。

・歩道上

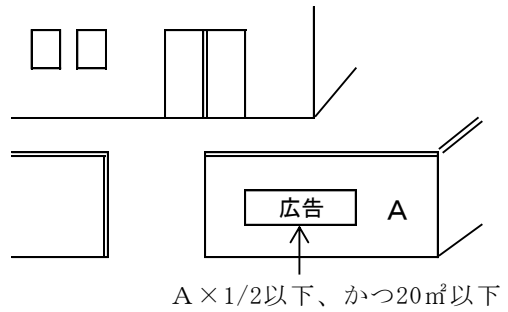


・車道等



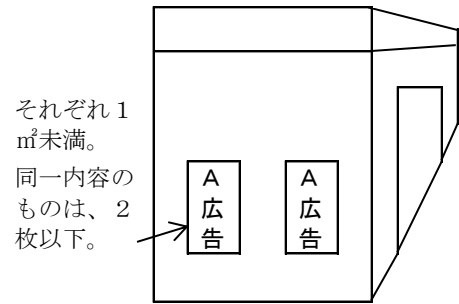
3 へい広告及びかき広告

表示面積は、当該広告物に対向した場合のへい又はかきの面積の2分の1以下で、かつ、20㎡以下であること。



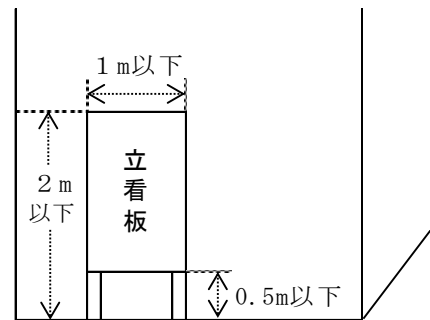
4 はり紙及びこれに類するもの

- (1) 表示面積は、原則として1㎡未満であること。
- (2) 同一内容のものは、1箇所につき2枚以下であること。



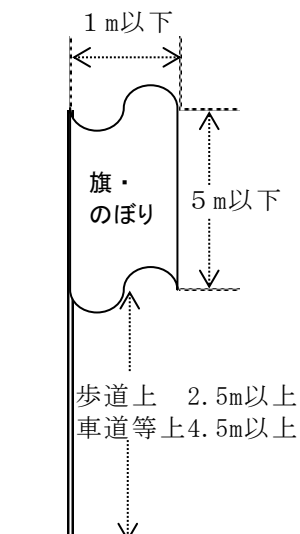
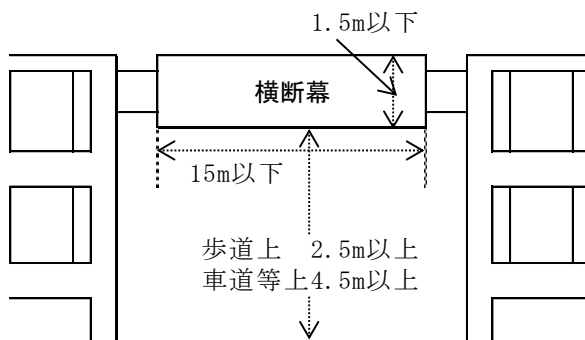
5 立看板

- (1) 大きさは、縦2m以下、横1m以下であること
- (2) 脚部の高さは、0.5m以下であること。
- (3) 定着物に3箇所以上を緊密に結着し、表示面は、垂直にするものであること。



6 広告幕及びこれに類するもの

- (1) 横断幕及びけんすい幕は、幅1.5m以下、長さ15m以下であること。
- (2) 旗、のぼり等は、縦5m以下、横1m以下であること。
- (3) 地上から広告幕又はこれに類するもの下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5m以上であること。



7 電柱又は街灯柱を利用する広告物（立看板を除く。）及びこれを掲出する物件

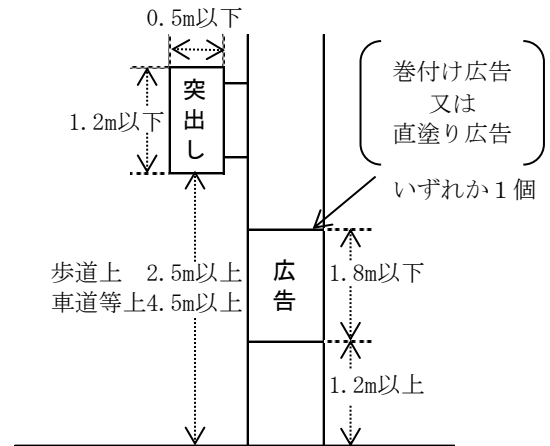
- (1) 表示し、又は設置する数は、電柱又は街灯柱1本につき、突出し広告1個及び巻付け広告又は直塗り広告のいずれか1個であること。
- (2) 支柱及びこれに類するものに表示し、又は設置しないものであること。
- (3) 大きさ、高さ等は、次に掲げるものであること。

ア 突出し広告

- (ア) 大きさは縦1.2m、横0.5m以下であること。
- (イ) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5m以上であること。
- (ウ) 取付けの方向は、道路上では、原則として道路の中心線に対し反対の方向で、かつ、中心線に直角に向けるものであること。

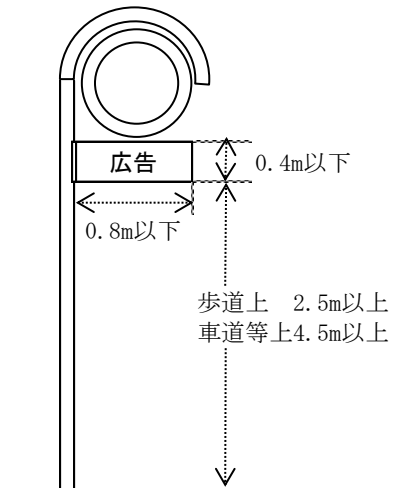
イ 巻付け広告及び直塗り広告

- (ア) 長さは1.8m以下であること。
- (イ) 地上から広告物の下端までの高さは、1.2m以上であること。



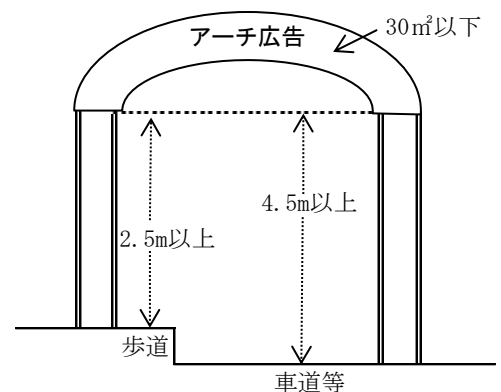
8 消火栓標識を利用する広告物

- (1) 設置する数は、1本につき1個であること。
- (2) 大きさは、縦0.4m、横0.8m以下であること。
- (3) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5m以上であること。
- (4) 取付けの位置は標識板の下部とし、取付けの方向は標識板と同一の方向とするものであること。



9 アーチ広告及びアーケード広告

- (1) 表示面積は、 30m^2 以下であること。
- (2) 文字等は、骨組みからはみ出さないものであること。
- (3) 地上から広告物又は広告物を掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5m以上であること。



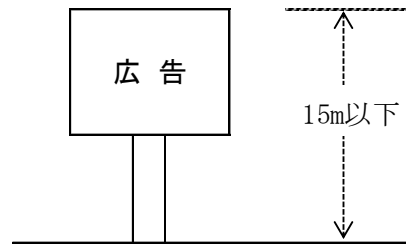
10 イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものによる広告物及び広告物を掲出する物件

- (1) 電球、ネオン管等は、原則として露出していないものであること。
- (2) 点滅速度は、ゆるやかなものであること。

II 自家用広告物 (注2)

1 野立ての広告物及びこれを掲出する物件

高さは、15メートル以下であること。

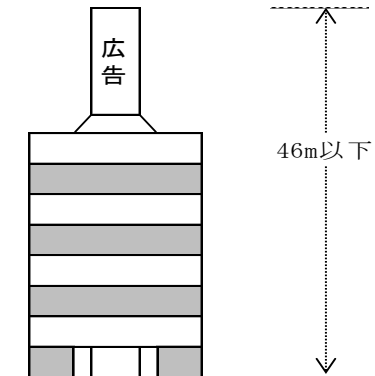


2 建築物を利用する広告物及びこれを掲出する物件

(1) 屋上に表示し、又は設置するもの

ア 地上から広告物又はこれを掲出する物件の上端までの高さは、46メートル以下であること。

イ 建築物の壁面から突き出さないものであること。



(2) 壁面又は屋根面に密着するもの

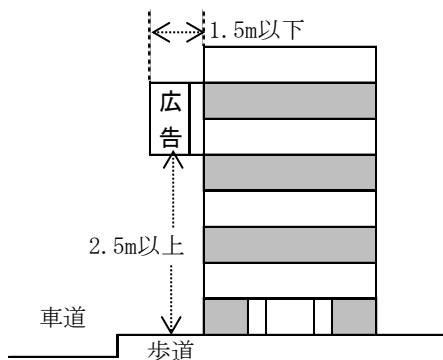
壁面又は屋根の端から突き出さないものであること。

(3) 壁面に密着しないもの

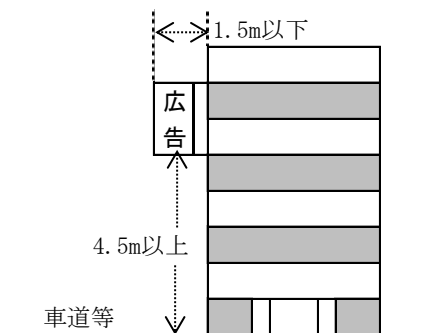
ア 突出し幅は、壁面から1.5メートル以下であること。

イ 地上から広告物又はこれを掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。

・ 歩道上

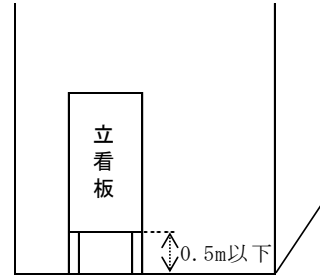


・ 車道等



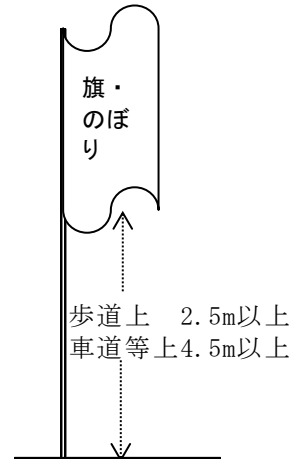
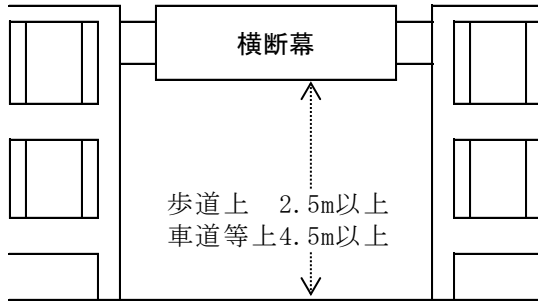
3 立看板

- (1) 脚部の長さは、0.5メートル以下であること。
- (2) 定着物に3箇所以上を緊密に結着し、表示面は、垂直にするものであること。



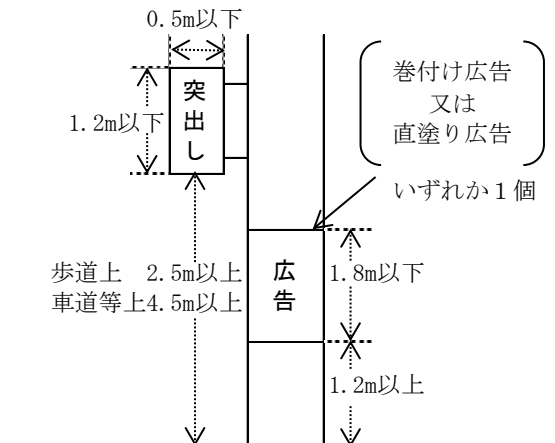
4 広告幕及びこれに類するもの

地上から広告幕又はこれに類するもの下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。



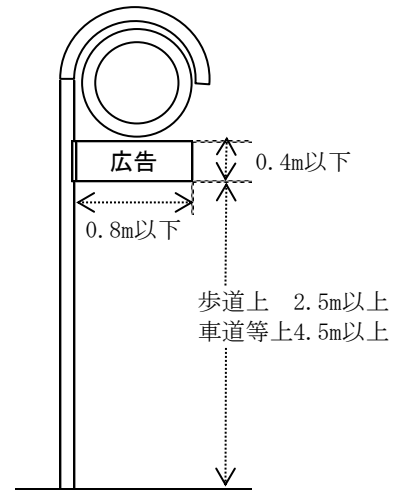
5 電柱又は街灯柱を利用する広告物（立看板を除く。）及びこれを掲出する物件

- (1) 表示し、又は設置する数は、電柱又は街灯柱1本につき、突出し広告1個及び巻付け広告又は直塗り広告のいずれか1個であること。
- (2) 支柱及びこれに類するものに表示し、又は設置しないものであること。
- (3) 大きさ、高さ等は、次に掲げるものであること。
 - ア 突出し広告
 - (ア) 大きさは縦1.2m、横0.5m以下であること。
 - (イ) 地上から広告物下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5m以上であること。
 - (ウ) 取付けの方向は、道路上では、原則として道路の中心線に対し反対の方向で、かつ、中心線に直角に向けるものであること。
 - イ 巻付け広告及び直塗り広告
 - (ア) 長さは1.8m以下であること。
 - (イ) 地上から広告物下端までの高さは、1.2m以上であること。



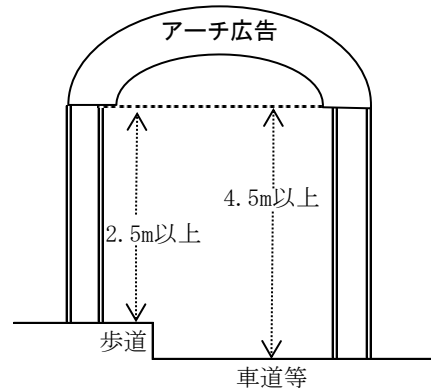
6 消火栓標識を利用する広告物

- (1) 設置する数は、1本につき1個であること。
- (2) 大きさは、縦0.4m、横0.8m以下であること。
- (3) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5m以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5m以上であること。
- (4) 取付けの位置は標識板の下部とし、取付けの方向は標識板と同一の方向とするものであること。



7 アーチ広告及びアーケード広告

- (1) 文字等は、骨組みからはみ出さないものであること。
- (2) 地上から広告物又はこれを掲出する物件の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。



8 イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものによる広告物及び広告物を掲出する物件

- (1) 電球、ネオン管等は、原則として露出していないものであること。
- (2) 点滅速度は、ゆるやかなものであること。

【参考：許可基準一覧表】 (注2)

I 共通基準

自家用広告物に係る許可基準	一般広告物に係る許可基準
1 都市美を維持するため、その都市の環境に調和するものであること。 2 自然美に融和し、周囲の景観をそこなわないものであること。 3 危害防止上次の事項に該当するものであること。 (1) 容易に破損し、又は腐朽しない構造であること。 (2) 容易に倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。 (3) 道路交通の安全を阻害する位置に設置しないものであること。	1 都市美を維持するため、その都市の環境に調和するものであること。 2 自然美に融和し、周囲の景観をそこなわないものであること。 3 美観風致上次の事項に該当するものであること。 (1) 地色は、原則として赤色、黄色及び黒色を使用していないこと。 (2) 原則として蛍光塗料及び金銀色塗料を使用していないこと。 (3) 赤色系の色の使用は、最小限度であること。 (4) 原則として中間色を使用することにより、諧調を整えていること。 (5) 裏面及び側面は、原則としてペイント塗料、合成樹脂塗料等により塗装されていること。 4 危害防止上次の事項に該当するものであること。 (1) 容易に破損し、又は腐朽しない構造であること。 (2) 容易に倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。 (3) 道路交通の安全を阻害する位置に設置しないものであること。

II 屋外広告物の種別ごとの許可基準

広告物の種別等		自家用広告物に係る許可基準	一般広告物に係る許可基準	
野立て	高架下	面積	30㎡以下	
		高さ	5m以下	
		その他	原則として道路等と平行に表示	
	高速・新幹線	面積	面積：基準なし 高さ：15m以下	50㎡以下
		高さ		広告塔：30m以下 広告板：10m以下 市街地：5m以下
		その他		相互距離100m以上(10戸連たん地区除く) 原則として道路等と平行に表示
	一般道路等	面積	面積：基準なし 高さ：15m以下	30㎡以下
		高さ		金属：15m以下 木製：10m以下 市街地：5m以下
		その他		相互距離100m以上(10戸連たん地区除く) 原則として道路等と平行に表示
建築物利用	屋上	面積	基準なし	
		高さ	地上から物件の上端までが46m以下	
		その他	建築物の壁面から突き出さない	
	壁面・屋根 (密着するもの)	面積	基準なし	壁面等の1/2以下かつ20㎡以下
		高さ	基準なし	基準なし
		その他	壁面等の端から突き出さない	壁面等の端から突き出さない
	壁面 (密着しないもの)	面積	基準なし	20㎡以下
		高さ	歩道上：地上から広告物の下端までが2.5m以上 車道等：同4.5m以上	歩道上：地上から広告物の下端までが2.5m以上 車道等：同4.5m以上
		その他	突出し幅：壁面から1.5m以下	突出し幅：壁面から1.5m以下
	塀・垣	面積	基準なし	へい等の1/2以下かつ20㎡以下
		高さ		基準なし
		その他		基準なし
貼り紙	面積	基準なし	原則1㎡未満	
	高さ		基準なし	
	その他		同一内容のものは1か所につき2枚以下	
立看板	面積	基準なし	縦2m以下、横1m以下	
	高さ	脚部0.5m以下	脚部0.5m以下	
	その他	定着物に3か所以上を結着 表示面は垂直	定着物に3か所以上を結着 表示面は垂直	

広告物の種別等		自家用広告物に係る許可基準		一般広告物に係る許可基準	
広告幕等	横断幕等	面積	基準なし	幅1.5m以下、長さ15m以下	
		高さ	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上	
		その他	基準なし	基準なし	
	広告旗等	面積	基準なし	縦5m以下、横1m以下	
		高さ	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上	
		その他	基準なし	基準なし	
電柱等	共通		電柱等1本につき、突出し広告1個及び巻付け広告又は直塗り広告のいずれか1個 支柱類には設置しないこと		
	突出し	面積	縦1.2m以下、横0.5m以下		
		高さ	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上		
		その他	原則として道路の中心線に対し反対の方向かつ中心線に直角に向けること		
	巻付け及び直塗り	面積	長さ1.8m以下		
		高さ	広告物の下端が地上から1.2m以上		
その他		基準なし			
消火栓	面積	縦0.4m以下、横0.8m以下			
	高さ	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上			
	その他	設置する数は1本につき1個、取付位置は標識版の下部、取付方向は標識板と同一			
アーチ等	面積	基準なし	30㎡以下		
	高さ	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上		
	その他	文字等は骨組みからはみださない	文字等は骨組みからはみださない		

※電柱等広告、消火栓広告は自家用広告物、一般広告物ともに共通の基準

※自家用広告物については、禁止地域：5㎡以下、許可地域：10㎡以下のものは許可不要（適用除外）

注）表中「一般広告物」とは自家用広告物以外の広告物又は広告物を掲出する物件のことをいう。

案内誘導広告の許可基準

① 表示・設置の必要性

事業所などの敷地が禁止地域内・禁止地域から500m以内に所在し、かつ、主要な道路（道路法第3条の道路をいう。以下同じ。）に接していないこと。

② 表示・設置の場所

主要な道路と当該主要な道路から事業所などに至る進入路・脇道（主要な道路以外の道路に限る。）との交差点から前後100m以内の場所であること。

③ 表示面積

3㎡以下であること。ただし、集合板については、1件につき2㎡を加算することができるものとし、この場合にあつては、21㎡を限度とする。

④ 高さ

3m以下であること。ただし、集合板については、1件につき0.5mを加算することができるものとし、この場合にあつては、7.5mを限度とする。

⑤ 表示・設置数

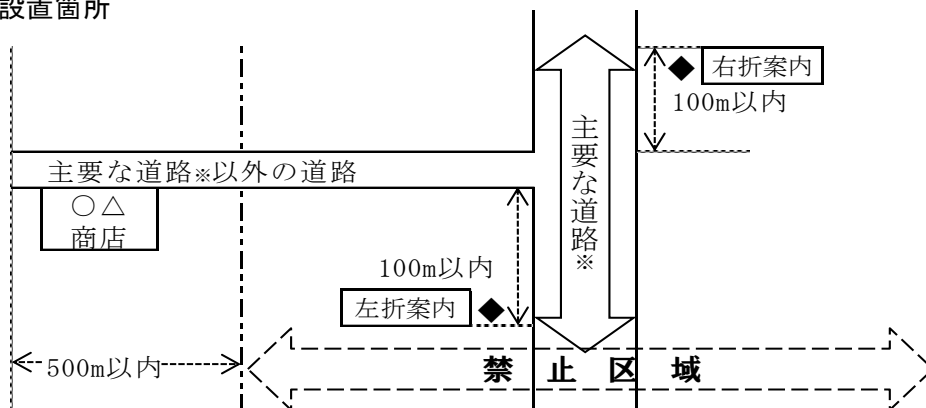
分岐点1箇所につき、2個以内であること。

⑥ 表示内容

名称・所在地・方向・距離・略図・方向を示す記号など、事業所などへの案内誘導のために必要な最小限の表示であること。

案内誘導広告の設置例

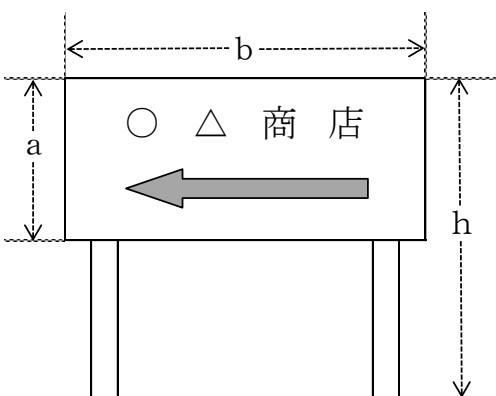
① 設置箇所



※主要な道路：一般国道、都道府県道、市町村道

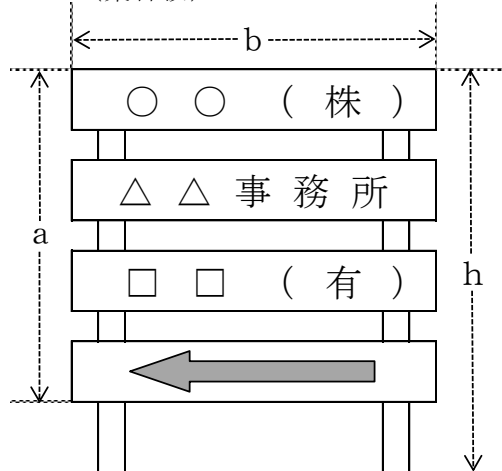
② 面積及び高さ

(単独板)



- 面積 $(a \times b) \leq 3 \text{ m}^2$
- 高さ $(h) \leq 3 \text{ m}$

(集合板)



(c : 集合板に表示された事業所等の数)

- 面積 $(a \times b) \leq 3 \text{ m}^2 + (c - 1) \times 2 \text{ m}^2 \leq 21 \text{ m}^2$
※当該例では7㎡以内となる。
- 高さ $(h) \leq 3 \text{ m} + (c - 1) \times 0.5 \text{ m} \leq 7.5 \text{ m}$
※当該例では4m以内となる。

許可手数料

許可手数料については、許可申請を行う各機関にお問合せください（P27, 28参照）。

※ 政治資金規正法第6条の規定による届出をした政党その他の政治団体が許可を受ける場合は、手数料を徴収しません。

許可期間

【令和2年9月30日まで】

種別	許可期間
はり紙（これに類するもの）、立看板、広告幕（これに類するもの）、気球広告	1月以内
上記以外	1年以内



【令和2年10月1日から】

種別	許可期間
はり紙（これに類するもの）、立看板、広告幕（これに類するもの）、気球広告	1月以内
はり札	1年以内
上記以外	3年以内

設置者・管理者の義務

1 管理義務

広告物の設置者等は、その広告物が見苦しくなったり、危険な状態になったりしないよう、管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

2 点検義務（注1）

広告物の設置者等は、表示・設置する広告物の点検を行わなければなりません。

また、許可物件の点検は、一定の要件を満たす者（P11 参照）が行い、許可申請時等にその結果を報告しなければなりません。

3 除却義務

広告物を表示・設置する必要がなくなったとき、許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は経過措置による期間が満了したときは、遅滞なくその広告物を除却しなければなりません。

また、当該広告物が許可を受けたものである場合は、その旨を管轄の機関へ届け出なければなりません。

4 許可の表示

許可を受けた広告物については、その旨の表示が必要です。許可の際に交付される許可の証票は必ず貼り付けてください。

広告物の種類によっては、許可の押印又は打刻印になります。

5 管理者等の届出

許可を受けた広告物について、次の場合には遅滞なくその旨を管轄の機関へ届け出なければなりません。

- (1) 管理する者を置いたとき（許可を受けた広告物は必ず管理者を置かなければなりません（注1））
- (2) 表示者、設置者又は管理者に変更があった場合、
- (3) 広告物が滅失した場合
- (4) 表示者、設置者又は管理者の氏名、名称又は住所に変更があった場合

違反広告物に対する措置

1 措置命令

違反広告物については、その表示者、設置者又は管理者に対し、美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な措置が命ぜられることがあります。

また、当該広告物の表示者等が確知できない場合は、略式代執行により除却できることとなっています。

2 許可の取消

許可を受けた者が、許可に付けられた条件に違反したとき、変更等の許可を受けずに変更又は改造したとき、措置命令に違反したとき又は虚偽・不正の手段により許可を受けたときは、その許可を取り消すことができます。

3 除却命令

違反広告物については、その広告物の除却を命ずることができます。

また、違反広告物のうち、「はり紙」、「はり札」、「立看板」については、簡易の除却措置が認められています。

4 罰 則

条例に違反した場合には、罰金に処せられることがあります。

また、違反を繰り返す屋外広告業者は、業務停止命令等の行政処分を受けることがあります。

屋外広告業とは

屋外広告業とは、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいいます。

すなわち、広告主から屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業です。

この場合、元請け・下請け、本業・副業の別は問いませんが、広告物の表示等の工事を請け負わない印刷業等は該当しません。

屋外広告業の登録

1 登録が必要な方

山口県の区域内（下関市を除く）で屋外広告業を営もうとする個人又は法人は、山口県知事の登録を受ける必要があります。

屋外広告物の広告主から、屋外広告物の表示や掲出物件の設置に関する工事を業として請け負う（元請け、下請け等を問いません）場合は、本業でなくても知事の登録を受ける必要があります。

2 有効期間

登録の有効期間は5年間です。有効期間の満了後、引き続き屋外広告業を営むときは、更新の手続きが必要となります。

3 手数料

屋外広告業登録手数料は1万円です（更新も同じ。）。

4 登録申請書の記載事項

- (1) 商号及び氏名並びに住所（法人にあつては、名称及び所在地）
- (2) 山口県の区域内で営業を行う営業所の名称及び所在地並びに営業所ごとに選任された業務主任者の氏名
- (3) 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役等）の氏名
- (4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所

5 変更の届出

登録の記載事項に変更があつたときは、変更のあつた日から30日以内に届出が必要となります。

登録の拒否

登録申請者が次の登録拒否事項に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録を拒否します。

【登録の拒否要件】

- (1) 登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
- (2) 法人が登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの

- (3) 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合はその役員）が(1)～(4)のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち(1)～(4)のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

業務主任者の設置

屋外広告業者は、営業所ごとに、次の要件を満たした業務主任者を設置しなければなりません。

【業務主任者の要件】

- (1) 都道府県、政令市、中核市が開催する屋外広告物の表示等に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者
- (2) 国土交通大臣の登録を受けた登録試験機関が屋外広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
- (3) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練において広告美術科又は広告美術仕上げ科の課程を修了した者、広告美術科に係る職業訓練指導員の免許を受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者

登録の取消し、営業の停止

屋外広告業の登録を受けた者が次の要件のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられることがあります。

【登録の取消し、営業停止の要件】

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき
- (2) 登録の拒否要件に該当するとき
- (3) 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- (4) 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき

標識の掲示及び帳簿の備付け

屋外広告業の登録を受けた者は、「屋外広告業登録標識」（規則第17号様式）を作成し、営業所ごとに公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。

また、営業所ごとに下記の事項を契約ごとに記載した帳簿を備え付け、各事業年度ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

【帳簿の記載事項】

- (1) 注文者の商号、氏名及び住所
- (2) 広告物又は掲出物件の設置の場所
- (3) 広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 広告物又は掲出物件の設置の年月日
- (5) 請負金額

屋外広告業者登録簿等

登録済業者の登録事項については、「屋外広告業者登録簿」により公表します。

また、営業の停止等の処分を受けた場合は、業者名及び処分の内容等を「屋外広告業者監督処分簿」により公表します。

閲覧所は、山口県土木建築部都市計画課内となります。

罰則の適用

県知事の登録を受けずに屋外広告業を営んだ者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるなど刑事罰の適用があります。

申請・届出

次のような場合には申請又は届出が必要です。

区 分	様 式	提 出 先
1 広告物の許可を受けようとする場合	屋外広告物許可申請書	当該屋外広告物の所在地の市町
2 許可の更新の場合	屋外広告物許可更新申請書	
3 許可広告物の変更・改造を行おうとする場合	変更 屋外広告物 許可申請書 改造	
4 許可を受けた広告物の表示者・設置者・管理者を設置・変更した場合	表示者 設置 屋外広告物 設置者 届 管理者 変更	
5 許可を受けた広告物が滅失した場合	屋外広告物滅失届	
6 許可を受けた広告物の表示者・設置者・管理者の氏名・名称・住所に変更があった場合	表示者 氏名 屋外広告物 設置者の名称変更届 管理者 住所	
7 屋外広告業を営もうとする場合	登録 屋外広告業 申請書 更新登録	申請者が県内（下関市を除く）で屋外広告業を営む主たる営業所を所管する土木建築事務所
8 登録事項を変更した場合	屋外広告業登録事項変更届	
9 屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業廃業等届	

屋外広告物担当窓口

屋外広告物の許可等に関する事務は、次の市役所（町役場）で行っています。

名 称	所 在 地	電 話	管 轄 区 域
宇部市役所 都市計画・住宅課	〒755-8601 宇部市常盤町1丁目7-1	0836 34-8464	宇部市
山口市役所 都市計画課	〒753-8650 山口市亀山町2-1	083 934-2839	山口市
防府市役所 都市計画課	〒747-8501 防府市寿町7-1	0835 25-2153	防府市
下松市役所 都市整備課	〒744-8585 下松市大手町3丁目3-3	0833 45-1861	下松市
岩国土木建築事務所 ※R2.9まで	〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1	0827 29-1542	岩国市
岩国市役所 公園景観課 ※R2.10から	〒740-8585 山口県岩国市今津町1丁目14-51	0827 29-5162	
光市役所 都市政策課	〒743-8501 光市中央6丁目1-1	0833 72-1568	光市
長門市役所 都市建設課	〒759-4192 長門市東深川1339-2	0837 23-1152	長門市
柳井市役所 都市計画・建築課	〒742-8714 柳井市南町1丁目10-2	0820 22-2111	柳井市
美祢市役所 建設課	〒759-2292 美祢市大嶺町東分326-1	0837 52-5221	美祢市
周南市役所 都市政策課	〒745-8655 周南市岐山通1-1	0834 22-8427	周南市

山陽小野田市役所 都市計画課	〒756-8601 山陽小野田市日の出1丁目1-1	0836 82-1163	山陽小野田市
周防大島町役場 建設課	〒742-2301 大島郡周防大島町大字久賀 5134	0820 79-1005	周防大島町
和木町役場 都市建設課	〒740-8501 玖珂郡和木町和木1丁目1-1	0827 52-2197	和木町
上関町役場 総合企画課	〒742-1402 熊毛郡上関町大字長島 503	0820 62-0316	上関町
田布施町役場 建設課	〒742-1592 熊毛郡田布施町大字下田布施 3440-1	0820 52-5807	田布施町
平生町役場 建設課	〒742-1195 熊毛郡平生町大字平生町 210-1	0820 56-7118	平生町
阿武町役場 土木建築課	〒759-3622 阿武郡阿武町大字奈古 2636	08388 2-3112	阿武町

※下関市及び萩市については、市独自の規制を行っています。詳しくは次の窓口にお問い合わせください。

○下関市役所都市計画課（083-231-1225）

○萩市役所都市計画課（0838-25-3647）

屋外広告業担当窓口

屋外広告業の登録に関する事務は、次の土木建築事務所又は支所で行っています。詳しくは各土木建築事務所にお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電 話	管 轄 区 域
岩国土木建築事務所	〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1	0827 29-1542	岩国市、和木町
柳井土木建築事務所	〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3	0820 22-0422	柳井市、周防大島町 上関町、田布施町、 平生町
周南土木建築事務所	〒754-0004 周南市毛利町2-38	0834 33-6473	下松市、光市 周南市
防府土木建築事務所	〒747-0801 防府市駅南町13-40	0835 22-3486	防府市
防府土木建築事務所 山口支所	〒753-0064 山口市神田町6-10	083 922-2797	山口市
宇部土木建築事務所	〒755-0033 宇部市琴芝町1丁目1-50	0836 21-7126	宇部市 山陽小野田市
宇部土木建築事務所 美祢支所	〒759-2212 美祢市大嶺町東分沖田 3449-5	0837 52-1105	美祢市
下関土木建築事務所	〒751-0823 下関市貴船町3丁目2-1	083 223-7103	下関市
長門土木建築事務所	〒759-4101 長門市東深川 1875-1	0837 22-5316	長門市
萩土木建築事務所	〒758-0041 萩市江向河添沖田 531-1	0838 22-0045	萩市、阿武町

※下関市の区域内で屋外広告業を営む場合は、下関市の登録が必要です。詳しくは次の窓口にお問い合わせください。

○下関市役所都市計画課（083-231-1225）